

令和 6 年 12 月（定例会第二次追加提出）

第 394 回宮城県議会議案

議 決 年 月 日

目 次

議第178号議案	令和6年度宮城県一般会計補正予算	頁 5
議第179号議案	令和6年度宮城県流域下水道事業会計補正予算	15

議第178号議案

令和6年度宮城県一般会計補正予算

令和6年度宮城県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,901,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087,973,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月10日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		千円 3,112,851	千円 1,502,402	千円 4,615,253
	1 分 担 金	638,332	400,529	1,038,861
	2 負 担 金	2,474,519	1,101,873	3,576,392
9 国 庫 支 出 金		91,267,550	22,332,214	113,599,764
	1 国 庫 負 担 金	41,921,629	4,021,194	45,942,823
	2 国 庫 補 助 金	46,319,785	18,311,020	64,630,805
12 繰 入 金		77,760,363	1,016,419	78,776,782
	1 基 金 繰 入 金	77,606,080	1,016,419	78,622,499
14 諸 収 入		144,180,699	687,550	144,868,249
	6 雑 入	4,494,376	687,550	5,181,926
15 県 債		71,555,000	13,363,000	84,918,000
	1 県 債	71,555,000	13,363,000	84,918,000
歳 入 合 計		1,049,071,571	38,901,585	1,087,973,156

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		53,522,851 ^{千円}	1,273,900 ^{千円}	54,796,751 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	23,172,025	33,000	23,205,025
	2 企 画 費	7,344,373	314,900	7,659,273
	6 防 災 費	2,705,285	926,000	3,631,285
3 民 生 費		147,686,149	447,300	148,133,449
	1 社 会 福 祉 費	106,463,207	427,000	106,890,207
	2 児 童 福 祉 費	36,026,519	20,300	36,046,819
4 衛 生 費		53,422,484	762,000	54,184,484
	2 環 境 衛 生 費	3,163,929	14,000	3,177,929
	5 医 薬 費	28,275,062	748,000	29,023,062
6 農 林 水 産 業 費		47,256,112	11,621,777	58,877,889
	1 農 業 費	8,939,045	590,541	9,529,586
	2 畜 産 業 費	4,187,171	1,403,481	5,590,652
	3 農 地 費	18,003,637	6,089,699	24,093,336
	4 林 業 費	6,270,826	576,203	6,847,029

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	5 水 産 業 費	9,855,433 ^{千円}	2,961,853 ^{千円}	12,817,286 ^{千円}
7 商 工 費		153,614,905	1,912,300	155,527,205
	1 商 業 費	138,785,382	1,260,000	140,045,382
	2 工 鉱 業 費	11,236,740	640,000	11,876,740
	4 観 光 費	1,653,334	12,300	1,665,634
8 土 木 費		62,570,273	22,647,008	85,217,281
	1 土 木 管 理 費	6,353,070	1,686,909	8,039,979
	2 道 路 橋 り よ う 費	27,066,479	6,799,809	33,866,288
	3 河 川 海 岸 費	18,908,134	13,194,160	32,102,294
	4 港 湾 費	4,129,808	499,997	4,629,805
	5 都 市 計 画 費	3,135,545	422,633	3,558,178
	7 空 港 費	280,975	43,500	324,475
10 教 育 費		183,944,361	237,300	184,181,661
	4 高 等 学 校 費	51,975,584	11,000	51,986,584
	7 特 別 支 援 学 校 費	19,630,234	5,800	19,636,034
	8 私 立 学 校 費	17,533,391	205,500	17,738,891

	10 保 健 体 育 費	4,062,597	15,000	4,077,597
歳 出 合 計		1,049,071,571	38,901,585	1,087,973,156

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	6 防 災 費	L P ガス料金負担軽減支援事業	千円 926,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	地域資源活用事業	25,000
		農業経営基盤強化促進事業	200,000
		みやぎの強い園芸特産産地づくり事業	191,569
	2 畜 産 業 費	畜産振興総合対策推進事業	1,263,400
	3 農 地 費	県営溜池等整備事業	1,055,425
		農地整備事業	4,324,949
		県営農道整備事業	126,000
		農業水利施設整備事業	3,325
		土地改良区体制強化事業	10,000
	4 林 業 費	木材産業振興事業	93,920
		特用林産振興対策事業	11,483
森林育成事業		136,768	

		森林管理道整備事業	65,652
		山地治山事業	268,380
	5 水産業費	特定漁港漁場整備事業	803,400
		海岸保全施設整備事業	80,000
		漁港施設機能保全事業	1,819,450
		水産資源環境整備事業	125,000
		漁港施設機能増進事業	72,203
7 商工費	1 商業費	運輸事業振興対策事業	895,000
		2 工鉱業費	中小企業等再起支援事業
		中小企業経営資源強化対策事業	140,000
8 土木費	1 土木管理費	ダム堰堤改良事業	1,686,909
		2 道路橋りょう費	道路改築事業
	3 河川海岸費	砂防等調査事業	102,000
		広域河川改修事業	4,732,800
		河川局部改良事業	2,853,960
		川内沢ダム建設事業	1,660,000

款	項	事 業 名	金 額
		海岸保全事業	千円 71,400
		通常砂防事業	3,090,600
		急傾斜地崩壊対策事業	15,300
		火山砂防事業	510,000
		砂防施設維持補修事業	158,100
	4 港 湾 費	港湾施設改良費補助事業	471,240
	5 都 市 計 画 費	水道基盤強化計画策定事業	29,117
		街路事業	336,600
		都市公園整備事業	56,916
合		計	35,711,675

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産業債	千円 7,341,200	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする（他の地方公共団体との共同発行を含む）。 ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるため必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還（据置期間を含む）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。	千円 10,185,900	補正前と同じ。	補正前と同じ。	補正前と同じ。
土木債	23,025,900				33,544,200			
計	71,555,000				84,918,000			

議第179号議案

令和6年度宮城県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度宮城県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和6年度宮城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 仙塩流域下水道事業資本的収入	3,025,807千円	31,600千円	3,057,407千円
第1項 企 業 債	594,600千円	7,900千円	602,500千円
第2項 国 庫 補 助 金	1,661,246千円	15,800千円	1,677,046千円
第5項 工 事 負 担 金	569,880千円	7,900千円	577,780千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的収入	1,988,826千円	296,800千円	2,285,626千円
第1項 企 業 債	402,000千円	74,200千円	476,200千円
第2項 国 庫 補 助 金	1,028,959千円	148,400千円	1,177,359千円
第5項 工 事 負 担 金	357,783千円	74,200千円	431,983千円
合 計	8,504,629千円	328,400千円	8,833,029千円

支 出

第1款 仙塩流域下水道事業資本的支出	3,252,688 千円	31,600 千円	3,284,288 千円
第1項 建設改良費	2,802,358 千円	31,600 千円	2,833,958 千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的支出	2,219,106 千円	296,800 千円	2,515,906 千円
第1項 建設改良費	1,744,526 千円	296,800 千円	2,041,326 千円
合 計	9,889,151 千円	328,400 千円	10,217,551 千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり変更する。

(変更前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	1,510,400 千円	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年5.0パーセント以内	1 35年以内償還(据置期間を含む)。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをする

ことができる。

(変更後)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	1,592,500 千円	変更前と同じ。	変更前と同じ。	変更前と同じ。

令和6年12月10日提出

宮城県知事 村井嘉浩

